

		現行の「プレスティア マルチマネー口座 取引規約」文言		新しい「プレスティア マルチマネー口座 取引規約」文言
第 2 条 預入および払戻等	2.	(4) 当行は、プレスティアオンラインまたはプレスティアモバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティアオンラインおよびプレスティアモバイル用ユーザーIDとパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないとすることができるものとします。	2.	(4) 当行は、プレスティア オンラインまたはプレスティア モバイルによる払戻請求については、通信機を通して入力されたプレスティア オンラインおよびプレスティア モバイル用ユーザーID とパスワードが、登録されたそれぞれと一致した場合(別に当行が指定する条件があれば、それに合致した場合を含みます。)に限りこれに応じます。なおこの場合、当行は、払戻請求書または小切手等の提出を要しないとすることができるものとします。
第 13 条 解約等	1.	② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「 <u>暴力団員等</u> 」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. <u>暴力団員等</u> が経営を支配していると認められる関係を有すること B. <u>暴力団員等</u> が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に <u>暴力団員等</u> を利用していると認められる関係を有すること D. <u>暴力団員等</u> に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が <u>暴力団員等</u> と社会的に非難されるべき関係を有すること	1.	② 預金者が、暴力団、暴力団員、 <u>暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者</u> 、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「 <u>反社会的勢力</u> 」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 A. <u>反社会的勢力</u> が経営を支配していると認められる関係を有すること B. <u>反社会的勢力</u> が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に <u>反社会的勢力</u> を利用していると認められる関係を有すること D. <u>反社会的勢力</u> に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること E. 役員または経営に実質的に関与している者が <u>反社会的勢力</u> と社会的に非難されるべき関係を有すること
		現行の「プレスティア マルチマネー口座 預金細目」文言		新しい「プレスティア マルチマネー口座 預金細目」文言
I. 外貨 普通預金	2.	預金利息 預金利息は、毎日の最終残高(受入証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)について付利単位を預入通貨単位またはその小数点以下 2 桁とし、店頭表示の利率によって計算し、その支払いについては毎月、当月分の利息を、翌月第一営業日に、預金元本に組入れます。なお、利率は金融情勢などの変化により変更することがあります。	2.	預金利息 預金利息は、毎日の最終残高(受入証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。)について付利単位を預入通貨単位またはその小数点以下 2 桁とし、 <u>当行所定の利率</u> によって計算し、その支払いについては毎月、当月分の利息を、翌月第一営業日に、預金元本に組入れます。なお、利率は金融情勢などの変化により変更することがあります。
II. 外貨	3.	預金利息	3.	預金利息

定期預金	(1) 当行は、預金利息を、預入期間および預入日（継続の場合には最終の継続日）現在の店頭表示の利率によって計算します。	(1) 当行は、預金利息を、預入期間および預入日（継続の場合には最終の継続日）現在の当行所定の利率によって計算します。
V. プレスティア マルチマネー口座 円普通預金	<p>預金利息</p> <p>預金利息は、毎日の最終残高（受入証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）が1,000円以上ある場合、付利単位を1円とし店頭表示の利率によって計算します。また、その支払いについては2月と8月の第3日曜日までの利息を翌営業日にこの預金元本に組入れます。なお、利率は金融情勢などの変化により変更することがあります。</p>	<p>預金利息</p> <p>預金利息は、毎日の最終残高（受入証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）が1,000円以上ある場合、付利単位を1円とし当行所定の利率によって計算します。また、その支払いについては2月と8月の第3日曜日までの利息を翌営業日にこの預金元本に組入れます。なお、利率は金融情勢などの変化により変更することがあります。</p>
	以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約およびプレスティア マルチマネー口座預金細目は、2022年4月1日より適用します。	以上、プレスティア マルチマネー口座取引規約およびプレスティア マルチマネー口座預金細目は、2023年10月23日より適用します。

株式会社 SMBC 信託銀行 PRO-LBY0111TB2309